

電波利用はルールを守って

「無線の資格が必要な理由」

電波は私たちの共有財産です。ルールを守り適正な運用を図ることが「電波法」により求められています。電波を使うための無線設備は、無線従事者による操作が原則です。そのためには資格の取得が絶対条件です。

電波は私たちの目に見えません。このため、周波数は無尽蔵にあると思いがちですが、石油や鉱物と同じく地球上の限られた資源です。一方、携帯電話や無線LAN、衛星放送、地上デジタル放送など電波の需要は増すばかりで、使用できる周波数(チャンネル)が不足しています。限りある周波数を有効に使用するため、周波数の利用区分が決められています。無線従事者は、利用区分別に細分化された周波数帯域の中で、世界共通の財産である電波を秩序正しく使うための指揮者であり、演奏者でもあるのです。

第二級海上特殊無線技士

海岸局及び船舶局の次の無線設備の国内通信のための操作が行なえます。

- ① 1,605kHz～40,000kHzの電波を使用する空中線電力10W以下のもの
- ② 25,010kHz以上の電波を使用する空中線電力50W以下のもの
- ③ 海岸局及び船舶局のレーダーの操作

第三級海上特殊無線技士

船舶局の次の無線設備の国内通信のための操作が行なえます。

- ① 25,010kHz以上の電波を使用する空中線電力5W以下の無線電話
- ② 船舶局の5kW以下のレーダーの操作

国際VHF

船舶共通通信システムについて

150MHzの電波を利用し、船舶において「遭難」「安全通信」「港務通信」「電気通信業務」「水先業務」等に使う無線システムで、全世界共通で使われているため、「国際VHF」と呼ばれています。船舶の安全な航行を実現するため、平成21年に、「船舶共通システム」としての制度が始まりました。

国際VHFは、航行の安全に関する重要な通信を行うものとして多数の船舶に利用されています。

国家試験免除

国際VHFを操作するためには、無線従事者資格(無線従事者免許証)が必要です。

無線従事者資格は、独学で学習して、国家試験を受験して取得する方法と、養成講習を受講して取得する方法があります。

マリライセンスロイヤルでは、より確実に、よりわかりやすい養成講習を日本無線協会に依頼して行ないます。

第三級海上特殊無線技士コースは **1日**

第二級海上特殊無線技士コースは **2日**

の講習を受講し、修了試験に合格すると免許が発行されます。

※受講をすれば必ず合格するものではありません。
※終了試験の問題は、講習の中から出題されますので、集中して講習を受講ください。



受講のご案内

受講条件

年齢・経歴等の制限はありません。

受講料

第二級海上特殊無線技士コース

50,000円

第三級海上特殊無線技士コース

28,000円

申込方法

この講習は完全予約制です。

お電話にてご予約の上、下記の書類を締切日までに郵送又はご持参してご提出ください。

① 受講申込書

もれなくご記入ください

受講料の振込票の控を貼付してください

② 証明写真 3枚

6ヶ月以内・無帽・無背景 30*24mm

③ 氏名及び生年月日を証する書類

次のいずれか1つ

本籍地記載の住民票原本

無線従事者免許証の写し

本人の11桁の住民票コード

④ 免許送付用の封筒(青色)

宛先をご記入ください

受講準備

提出して頂いた書類に不備がなければ、受講票・注意事項・会場地図をお届けします。

受講と免許のお届け

当日集合時間までにお集まりいただき、規定時間の講習を受講して頂きます。

受講後に終了試験を行い、合格されましたら、**約1ヶ月程**で、**簡易書留**にて免許証をお届けいたします。

船舶免許ラインナップ

マリンライセンスロイヤルは国家試験免除

国家試験とは、試験会場へ決められた日に出向き、身体検査試験、学科試験、実技試験を受ける事になります。これには受験対策が必要です。

マリンライセンスロイヤルは国土交通省登録の教習所ですので、国家試験は免除となります。国家試験に代わる社内審査はありますが、日程を自分の都合により変更ができること。時間があるので受験対策的な勉強にとらわれず、幅広く学ぶことができ、合格するまで心配する必要がないのが大きな特長です。

一級小型船舶操縦士 最短4日 151,000円

最上級免許になります。制限なく航行できます。

一級（進級）小型船舶操縦士 最短2日 44,300円

旧四級・二級小型船舶免許の方が対象です。

二級小型船舶操縦士 最短2日 127,000円

平水区域や沿岸5海里以内まで航行できます。

特殊小型船舶操縦士 最短1.5日 75,700円

水上バイク専用の免許です。

一級+特殊小型船舶操縦士 最短5日 199,900円

一級と特殊を同時に取得するコースです。

二級+特殊小型船舶操縦士 最短3日 175,800円

二級と特殊を同時に取得するコースです。

更新・失効再交付講習

小型船舶免許の更新手続きは5年ごとに行なわなければいけません。有効期限の1年前から更新講習を受講できます。有効期限を過ぎても、失効再交付講習を受講して頂くと、有効な免許として5年間の有効期間が与えられます。

※詳しくはお問合せ下さい



安全・安心な社会をつくること。
ライセンス事業の存在意義はそこにあります。

ロイヤルコーポレーションが展開する事業は3つ。すなわち自動車、クレーン、船舶を対象としたライセンス事業です。この3事業はそれぞれの歩みの中で、それぞれ拠点展開し、専門性を発揮しながら固有のノウハウを蓄積。ビジネスの仕組みをつくり、人材を育て、かつ各事業単体で独立した強みを持ちながら連携を強化し、経営戦略や事業開発のノウハウを共有するなど、シナジー効果を得て発展を続け、付加価値の高い教育・サービスをお客様に提供しています。

ライセンス事業とは、「教習」を通じてもっと広く「安全」への認識・理解を深めていただくことでお客様の安全を守る、そして同時に「安全・安心な社会」をつくる。そうした考えで、どうしたらもっと人と地域にお役に立てるかを考え続けています。



株式会社 ロイヤルコーポレーション

■本社：広島市安芸区船越南4丁目8-30

■本部：福山市松永町4丁目15-83

マリンライセンスロイヤル大阪

大阪府大阪市此花区梅町2-1-2

TEL: 06-4804-1929 FAX: 06-4804-1928

国家試験免除

第二級・第三級 海上特殊無線技士 養成コース



株式会社 ロイヤルコーポレーション
マリンライセンスロイヤル